

二宮町同居・近居推進事業補助金交付要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 同居・近居に伴う住宅取得（第3条－第6条）

第3章 同居に伴う住宅改修（第7条－第10条）

第4章 同居・近居に伴う賃貸住宅への引越し費用（第11条－第14条）

第5章 交付決定等（第15条－第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、二宮町補助金交付規則（昭和36年二宮町規則第1号）に定めるもののほか、二宮町同居・近居推進事業補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 親世帯又は祖父母世帯（以下「親世帯等」という。） 65歳以上の高齢者のみの世帯をいう。
- （2） 子・孫世帯 55歳以下の前号で定める親世帯等の子・孫をいい、親世帯等から2親等以内の親族をいう。
- （3） 同居 本町の区域内において、同一の家屋に親世帯等と子・孫世帯が居住することをいう。
- （4） 近居 本町の区域内において、親世帯等と子・孫世帯が居住することをいう。
- （5） 移転世帯 同居又は近居のために町外から本町に転入する親世帯等及び子・孫世帯をいう。

第2章 同居・近居に伴う住宅取得

（交付対象）

第3条 同居・近居に伴う住宅取得補助金（以下「住宅取得補助金」という。）の交付対象となる世帯は、子・孫世帯と親世帯等が同居又は近居するために

住宅を取得する場合、又は移転世帯が住宅を取得する場合とし、次の各号に掲げる要件をすべて満たす世帯とする。

- (1) 親世帯等が継続して1年以上町内に居住（現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。以下この項において同じ。）していること。ただし、移転世帯の場合は、この限りでない。
- (2) 子・孫世帯が、町外に1年以上居住し、次項の住宅の取得に伴い町外から町内に転入すること。
- (3) 補助金交付申請日において、親世帯等及び子・孫世帯が同居又は近居していること。
- (4) 親世帯等及び子・孫世帯の構成員の全員が、本町又は現に居住している住所地の市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 親世帯等及び子・孫世帯の構成員の全員が、同一の住宅について、この要綱に基づく補助金の適用申請をしていないこと。
- (6) 親世帯等及び子・孫世帯の構成員の全員が、二宮町暴力団排除条例（平成23年二宮町条例第21号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 補助金交付後は、5年以上町内に居住するとともにその旨を誓約した誓約書を提出すること。

2 住宅取得補助金の交付対象となる住宅は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 新築（建替えを含む）又は売買により取得する住宅であること。
- (2) 居住するために、親世帯等又は子・孫世帯のいずれかが町内に所有するもので、いずれかの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をする住宅であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他関連法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- (4) 平成27年度においては、6月1日以降、平成28年度以降においては、各年度4月1日以降の当初契約に基づく新築又は売買により取得するもので町内に所在する住宅であること。

（補助対象経費）

第4条 住宅取得補助金の対象となる経費は、住宅取得に係る建築工事請負契約金額又は売買契約金額とする。

（補助金の交付額）

第5条 住宅取得補助金の交付額は、50万円を上限とし、前条の補助対象経費に2分の1を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた

額)とする。

(適用申請)

第6条 第3条に規定する要件を満たし、住宅を取得する親世帯等又は子・孫世帯は、二宮町同居・近居推進事業補助金交付適用申請書(第1号様式)(以下「適用申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の適用申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 親子関係等がわかる書類(戸籍謄本など)
- (2) 親世帯等及び子・孫世帯の申請時点での住民票
- (3) 補助金交付後、5年以上本町に居住をする旨の誓約書

第3章 同居に伴う住宅改修

(交付対象)

第7条 同居に伴う住宅改修補助金(以下「住宅改修補助金」という。)の交付対象となる世帯は、子・孫世帯と親世帯等が同居するための住宅改修工事を行う場合とし、次の各号に掲げる要件をすべて満たす世帯とする。

- (1) 親世帯等が継続して1年以上町内に居住(現に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づく住民登録を行っていることをいう。以下この項において同じ。)していること。
- (2) 子・孫世帯が町外に1年以上居住し、次項で定める住宅改修に伴い町外から町内に転入すること。
- (3) 補助金交付申請日において、親世帯等及び子・孫世帯が同居していること。
- (4) 親世帯等及び子・孫世帯の構成員の全員が、本町又は現に居住している住所地の市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 住宅改修にあたり、二宮町住宅リフォーム助成交付要綱に基づく助成金を受けていないこと。
- (6) 親世帯等及び子・孫世帯の構成員の全員が、同一の住宅について、この要綱に基づく補助金の適用申請をしていないこと。
- (7) 親世帯等及び子・孫世帯の構成員の全員が、二宮町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 補助金交付後は、5年以上町内に居住するとともにその旨を誓約した誓約書を提出すること。

2 住宅改修補助金の交付対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 親世帯等又は子・孫世帯のいずれかが町内に所有するもので、いずれ

- かの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をする住宅であること。
- (2) 平成 27 年度においては、6 月 1 日以降、平成 28 年度以降においては、各年度 4 月 1 日以降の当初契約に基づく工事であること。
 - (3) 子・孫又は親若しくは祖父母のいずれかが契約する工事であること。
 - (4) 二宮町住宅リフォーム助成交付要綱に登録されている事業者による工事であること。
 - (5) 建築基準法、その他関連法令に基づき適正に行われる工事であること。
 - (6) 改修工事に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 60 万円以上であること。

（補助対象経費）

第 8 条 住宅改修補助金の交付を受けるための対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 同居するための部分の増築、改築
- (2) 増築、改築に伴う屋根、雨樋、柱、外壁の修繕塗装等の外装工事
- (3) 床、内壁、天井、畳等の内装工事
- (4) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の建具の改修工事
- (5) 電気、ガス等の設備工事
- (6) トイレ、風呂、キッチン等の水周り等の給排水工事
- (7) その他、町長が必要と認める改修工事に係る経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる改修工事は補助対象外とする

- (1) 敷地造成、門塀等の外構工事
- (2) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等
- (3) 物置、車庫の設置等
- (4) その他、町長が補助の対象として適当でないものと認めるもの

（補助金の交付額）

第 9 条 住宅改修補助金の交付額は、30 万円を上限とし、前条第 1 項の補助対象経費に 2 分の 1 を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（適用申請）

第 10 条 第 7 条に規定する要件を満たし、住宅改修を実施する親世帯等又は子・孫世帯は、適用申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の適用申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 親子関係等が分かる書類（戸籍謄本など）
- (2) 親世帯等及び子・孫世帯の申請時点での住民票

(3) 補助金交付後、5年以上町内に居住する旨の誓約書

第4章 同居・近居に伴う賃貸住宅への転居に伴う引越し費用

(交付対象)

第11条 同居又は近居に伴う民間の賃貸住宅（以下「賃貸住宅」という。）への引越し費用の補助金（以下「引越し費用補助金」という。）の交付対象の要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす場合とする。

(1) 町外在住の子・孫世帯と町内在住の親世帯等が、同居又は近居するために賃貸住宅を借上げる場合。

(2) 町外在住の子・孫世帯が、町内在住の親世帯等が居住している賃貸住宅へ転入する場合。

(3) 移転世帯が賃貸住宅を借上げる場合。

2 引越し費用補助金の交付対象となる世帯は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 親世帯等が継続して1年以上町内に居住（現に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づく住民登録を行っていることをいう。以下この項において同じ。）していること。ただし、移転世帯の場合は、この限りでない。

(2) 子・孫世帯が、町外に1年以上居住し、親世帯等と同居又は近居のために町外から町内に転入すること。

(3) 補助金交付申請日において、親世帯等及び子・孫世帯が同居又は近居していること。

(4) 親世帯等及び子・孫世帯の構成員の全員が、本町又は現に居住している住所地の市町村民税を滞納していないこと。

(5) 親世帯等及び子・孫世帯の構成員の全員が、この要綱に基づく補助金の適用申請をしていないこと。

(6) 親世帯等及び子・孫世帯の構成員の全員が、二宮町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

(7) 補助金交付後は、5年以上町内に居住するとともにその旨を誓約した誓約書を提出すること。

(8) 平成27年度においては、6月1日以降、平成28年度以降においては、各年度4月1日以降の当初契約に基づく引越しであること。

(補助対象経費)

第12条 引越し費用補助金の交付を受けるための対象経費は、引越しに係る運搬賃とする。

(補助金の交付額)

第13条 引越し費用補助金の交付額は、10万円を上限とし、前条の補助対象

経費に2分の1を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（適用申請）

第14条 第11条に規定する要件を満たし、賃貸住宅へ引越しをする子・孫世帯は、適用申請書を町長に提出しなければならない。ただし、移転世帯の場合は、親世帯等又は子・孫世帯どちらか一方の世帯からの申請に限るものとする。

2 前項の適用申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 親子関係等が分かる書類（戸籍謄本など）
- (2) 親世帯等及び子・孫世帯の申請時点の住民票
- (3) 補助金交付後、5年以上町内に居住する旨の誓約書

第5章 交付決定等

（事前審査）

第15条 町長は、第6条、第10条又は前条に規定する補助金の適用申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、申請内容の適否を決定しなければならない。

（事前審査結果の通知）

第16条 町長は、前条の規定により申請内容を承認する決定をしたときは、二宮町同居・近居推進事業補助金適用承認通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知しなければならない。

2 町長は、前条の規定により申請内容を承認しない決定としたときは、二宮町同居・近居推進事業補助金適用不承認通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知しなければならない。

（交付申請）

第17条 前条第1項の規定に基づき、同居又は近居を開始した申請者は、当該年度の3月31日までに二宮町同居・近居推進事業補助金交付申請書（第3号様式）（以下「交付申請書」という。）を町長に提出するとともに次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 住宅取得補助金の場合
 - ア 転入後の住民票
 - イ 建物登記簿の全部事項証明書
 - ウ 住宅の建築工事請負契約書又は売買契約書の写し
 - エ 世帯全員の直近の市町村民税納税証明
- (2) 住宅改修補助金の場合

- ア 子・孫世帯の転入後の住民票
 - イ 建物登記簿の全部事項証明書
 - ウ 改修工事の契約書及び領収書の写し
 - エ 平面図、立面図その他の対象工事内容が把握できる書類及び施工前、施工後の状態が確認できる写真
 - オ 世帯全員の直近の市町村民税納税証明
- (3) 引越し費用補助金の場合
- ア 転入後の住民票
 - イ 世帯全員の直近の市町村民税納税証明
 - ウ 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
 - エ 引越し費用がわかる領収書などの書類
- (交付決定等)

第18条 町長は交付申請書を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて行う調査等により次に掲げる事項を確認し、補助金の額を速やかに確定させ、補助金の交付決定を行うものとする。

- (1) 補助金交付要件を満たし、かつ、この補助金の交付目的に適していること。
- (2) 予算の範囲内であること。
- (3) 補助対象経費及び補助金の額に誤りがないこと。

2 町長は、前項の場合において適正な補助金の交付を行うために必要があるときは、交付申請等に係る事項に修正を加え、補助金を交付決定することができる。

3 町長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めるときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補助金の交付条件等)

第19条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付目的を達成するため、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金の適正な執行を期するため、町長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (2) この要綱及び関係法令を遵守すること。
- (3) この補助金の交付決定後、5年以内に子・孫世帯が居住しなくなったときは、町長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。
- (4) その他町長が補助金の交付目的を達成するために必要があると認めた条件。

2 前項第3号に規定する町長が承認する場合は、補助対象者が死亡する等、特別な事情が生じた場合とする。

(決定の通知)

第20条 町長は、第18条第1項の規定に基づき補助金の交付決定をしたときは、二宮町同居・近居推進事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により、速やかに申請者に通知をするものとする。

2 町長は、第18条第3項の規定に基づき補助金を交付しない旨の決定をしたときは、二宮町同居・近居推進事業補助金交付却下決定通知書(第4号様式)により、速やかに申請者に通知をするものとする。

(申請の取下げ)

第21条 前条第1項の交付決定の通知を受けた者(以下「被決定者」という。)は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から14日以内に申請を取下げることができる。

2 前項の申請を取下げるときは、二宮町同居・近居推進事業補助金交付申請取下げ書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

3 第1項の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第22条 被決定者は、交付決定通知を受けた日から14日以内に、二宮町同居・近居推進事業補助金交付請求書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けた日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第23条 町長は、被決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 前条第1項の請求を行わないとき。

(3) この要綱及び関係法令に違反したとき。

(4) 前各号に類するもので、町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の取消しをしたときは、二宮町同居・近居推進事業補助金交付決定取消通知書(第7号様式)により被決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第24条 補助金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は前条第1項

の規定に基づき交付決定を取消された場合又は第 19 条第 1 項第 3 号の規定に基づき補助金を返還することとなった場合は、町長が定める期日までに、当該補助金を返還しなければならない。

(届出義務)

第 25 条 被交付者は、申請事項に変更が生じた場合は、二宮町同居・近居推進事業補助金交付変更届(第 8 号様式)により、速やかに町長に届け出なければならない。

(その他)

第 26 条 第 6 条、第 10 条又は第 14 条に規定する補助金の適用申請の受付は、随時行い当該年度の募集予定件数になり次第、終了するものとする。

(雑則)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。